

## 寄付金の税額控除制度の適用について

社会福祉法人熊本のいのちの電話は、平成30年2月5日に熊本市長から「公益法人等寄付金特別控除対象法人」の証明を受けました。（租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号 障保発第001930号）

これにより、個人の方は確定申告で「税額控除」を受けることができます。

### ①所得税の税額控除計算

下記の金額が所得税額から控除されます。

$$\text{控除額} = (\text{寄付金額} - 2 \text{千円}) \times 40\%$$

- \* 1万円の寄付で3200円の所得税が軽減されます。
- \* 対象となる寄付金額は所得金額の40%が限度です。
- \* 控除される税額は所得税額の25%が限度です。
- \* 確定申告が必要です。申告時に当法人からの領収書をご用意ください。

### ②住民税の寄付金税額控除

お住まいの地方公共団体の条例に定めがある場合は住民税でも控除があります。（熊本県および熊本市の条例では当法人は控除対象法人となっています。）

多くの場合は法人の所在地がその地方公共団体である場合に限り対象となっているため、熊本県外にお住まいの方は住民税の控除は受けられないかもしれません。熊本県内で熊本市以外にお住まいの方は熊本県条例分としての控除が受けられます。

- \* 都道府県および市区町村の両方で対象となる場合は1万円の寄付で800円の住民税が軽減されます。
- \* 確定申告の際に申告書の該当欄に記載する必要があります。

### その他の税金について

1. 法人からの寄付については、特定公益増進法人への寄付として損金算入限度額までの損金算入が認められます。
2. 相続財産からの寄付については、国等または特定の法人への寄付金として一定の条件を満たす場合、相続税の非課税財産となります。